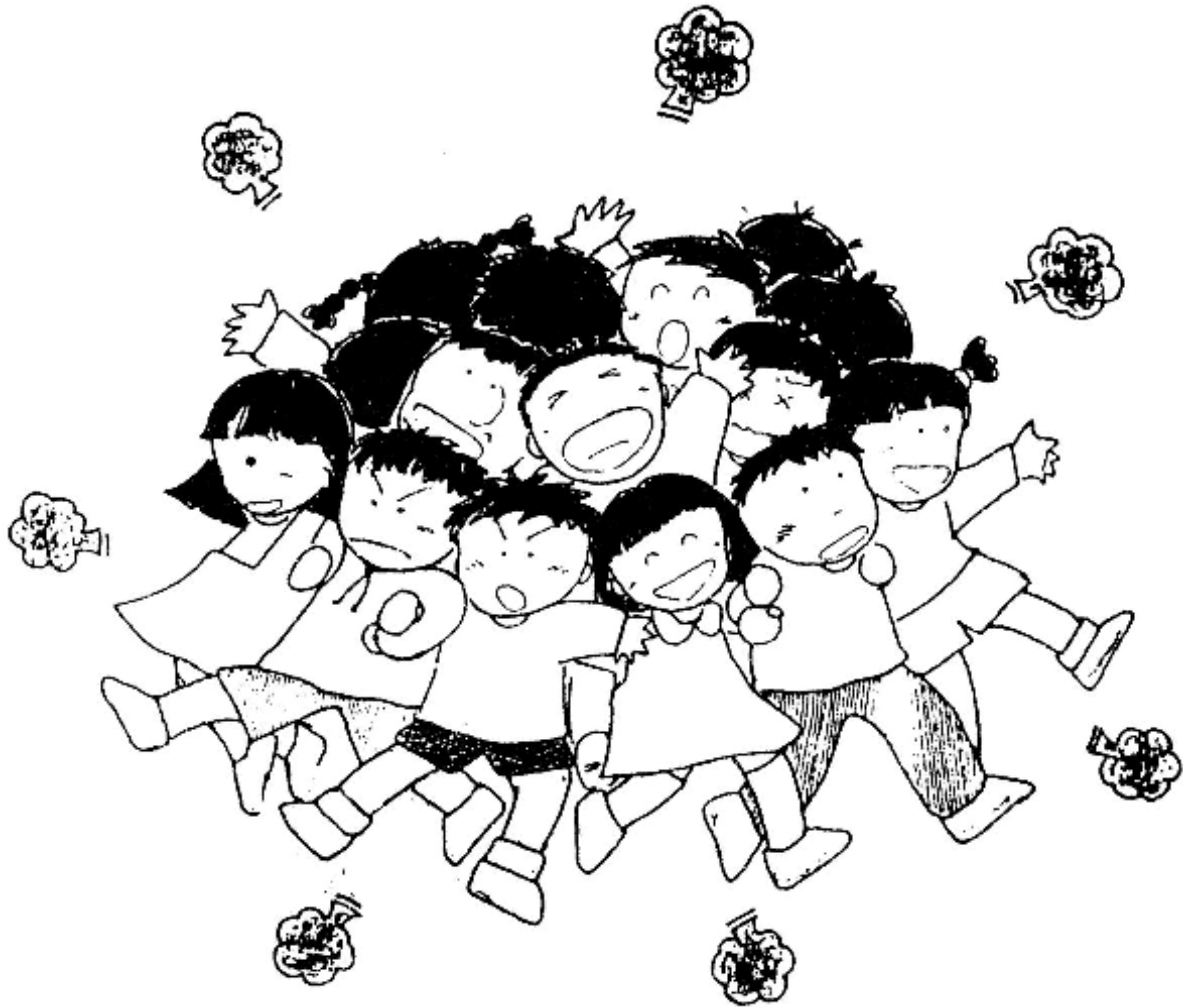


すべての子どもたちに
いきいきとした放課後を！

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
2013年度総会 議案書



日時 2013年5月19日 10時～
場所 商工振興センター 301会議室

2012年度 活動報告

1) はじめに

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会（以下、連絡会）の発足から5年が経過しました。定期的な会議を実施しながら、クラブ間の情報交換の機会を作り、各父母会における問題の解決や、全体として行政に要望を届けるなどの活動を行ってきました。

特に昨年は、18年ぶりに地元埼玉県において「全国学童保育研究集会」が開催されました。学童保育に関わる父母、指導員、行政担当者などが全国から集まり、学習と交流を行う唯一最大規模の大会が、ここ埼玉で行われる機会はめったにありません。この貴重な機会を活用し、春日部の父母・指導員が「より良い保育」という同じ目的に向かって協力するために、父母の参加費を補助する形で研究集会への参加を呼びかけましたが、参加者数が思ったほど伸びなかったことは非常に残念です。

一方国政においては、昨年児童福祉法が改正され、保育行政の大幅な見直しが行われることになりました。学童保育に関しては対象が6年生までに拡大されます。子どもの受け入れ条件が緩和されることは有難いことですが、一方で保育園の基準緩和や自己負担の原則など、望ましいとは言えない方向への転換も行われます。

こうした中で、私たち父母は表面的な数字だけの改善ではなく、真に中身の伴った保育環境の改善を思考し、目指していく必要があります。そのためには、情報収集と全ての父母への通知、そして意見の集約と言った地道な活動が、益々重要になってくるのではないのでしょうか。

以下、昨年度に掲げた活動重点項目に沿って、具体的な成果を検証します。

2) 2012年度、重点項目と成果

①希望者全員の入室と保育内容の充実を図る

一昨年、立野と八木崎の2クラブにおいて高学年が入室できない事態が発生しました。署名集めや保育課との交渉を行ったにも拘らず、昨年度も八木崎クラブにおいては同様の状況が続いており、4年生以上のほとんどの希望者が入室できませんでした。

保育内容の充実については、特に指導員の待遇改善や教育の充実を重点として要望していますが、目立った成果は見られていません。

②連絡会の活動について、共通理解の浸透を図る

どのクラブも、3～4年で在籍児童が入れ替わり、その結果父母も入れ替わります。連絡会の活動趣旨や内容について理解していただくため、代表者会議や資料の配布を通して、全クラブへの継続的な説明を行っており、加盟クラブにおいてはある程度の理解が得られているものと考えます。今後も継続的な説明と告知が必要です。

そして、これを未加盟のクラブに対しても広げていき、理解を得ることが更なる課題です。

③会員相互の交流を図り、情報を共有する

代表者会議での出席者同志の情報交換では、困っている事例を紹介したり、お互いに役立てられる様な意見や参考例などを出し合い、活発な議論がなされています。他クラブの環境や活動状況を知る事は、所属クラブの環境改善や活動に資する事は間違いありません。連絡会としてもこうした活動の場を提供し、サポートしてきました。

昨年は、アンケートにより各クラブの設備の状況をまとめて公表しました。これについては今年度も更に拡充し、父母会で参考にしながら設備の充実に繋がられるようにしていきたいと思ひます。

3) 2012年度の活動実績

日程	全体会議等	事務局会議等	主な内容
2012年5月20日	総会		活動計画、予算、役員人事
2012年6月14日		第1回 事務局会議	第1回代表者会議準備
2012年6月17日(日)	第1回 代表者会議		各クラブの設備状況紹介 全国研告知 情報交換
2012年8月24日		第2回 事務局会議	学童まつり準備 全国研告知戦略等
2012年9月28日		第3階 事務局会議	第2回代表者会議準備 学童まつり準備 全国研準備
2012年10月13日		第4回 事務局会議	第2回代表者会議準備
2012年10月14日 (日)	第2回 代表者会議		対市要望書検討 全国研報告 情報交換
2012年11月10日			対市要望書提出(保育課へメールにて)
2012年11月22日			要望回答(保育課よりメールにて)
2013年1月19日		第5回 事務局会議	第3回代表者会議準備
2013年2月15日		第6回 事務局会議	第3回代表者会議準備
2013年2月16日(土)	第3回 代表者会議		指定先変更、新システムの情報 新年度に向けて 情報交換
2013年5月8日		第7回 事務局会議	総会準備
2013年5月19日(日)	総会		活動報告、会計報告

2012年度決算報告

(会計年度2012.4.1～2013.3.31)

[収入の部]

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	130,000	122,400	-7,600	200円×612世帯
諸収入	0	16	16	利息
繰越金	110,494	110,494	0	2011年度繰越金
合計	240,494	232,910	-7,584	

[支出の部]

項目	予算額	決算額	比較増減	備考	
会議費	総会費	10,000	10,000	0	
	会場費	10,000	6,440	-3,560	会場使用料
	保育費	25,000	9,000	-16,000	保育謝礼
	その他	20,000	5,551	-14,449	茶菓、他
宣伝費	ホームページ利用料	5,670	5,670	0	
活動費	交通費・参加費	60,000	42,304	-17,696	県連会費、保育誌代
事務費	事務・通信・印刷費	40,000	74,982	34,982	
予備費	その他	69,824	120	-69,704	振込手数料
会費返金		0	0	0	
合計	240,494	154,067	-86,427		

収入合計 232,910 円 - 支出合計 154,067 円 = 78,843 円
 ※ 残金 78,843 円は次年度に繰り越します。

[特別会計]

収入) 2011年度繰越金	1,188,696	支出)	
利息	191		0
	1,188,887		0

収入合計 1,188,887 円 - 支出合計 0 円 = 1,188,887 円
 ※ 残金 1,188,887 円は次年度に繰り越します。

以上のとおり会計報告をします。

会計委員

百戸 景子



【会計監査報告】

上記のとおり相違ないことを報告します。
 平成25年 5月 19日

会計監査

豊野放課後児童クラブ

小金井 稔子



2013年度活動計画（案）

1) 活動目的と重点項目

今年度も、「放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくこと」を目的として活動を行います。特に、社会福祉協議会への指定期間更新にあたり、注意深い情報収集と行政への働きかけを行っていく必要があります。新たな指定先の選定作業が行われる年でもあり、安易な一般公募や保育内容の減退を招くような指定が行われないよう、父母の声を結集して施策に反映させていきます。

①保育の継続性を重視し、保育内容維持を図る

新たな指定先の選定作業が行われる年であり、今年度の行政の判断は春日部の学童保育の将来を左右する重要なものとなります。保育の継続性が確保され、保育内容の減退が起こらないよう、要望書を提出して市の決断に反映させていく活動を行いたいと思います。

②希望者全員の入室と保育内容の充実を図る

高学年をも含めた希望者全員の入室、施設や保育内容の充実、改善を求めて、対市交渉を中心とした活動を行います。特に重要な要望については、今までどの様な経緯を経て来たのか、現状はどうなっているのかを詳細に記載し、父母側、行政側が認識を一致させて交渉できるよう、配慮していきます。

保育内容の充実については、特に指導員の待遇改善や教育の充実を重点として要望していきたいと思えます。

③連絡会の活動について、共通理解の浸透を図る

新たに加わった父母への配慮を怠らず、全クラブへの継続的な説明により、会の趣旨を理解し協力していただくための土台作りを行います。各父母会への直接の説明機会を持つ事などにより、広く在籍父母全体への浸透を図ります。

④会員相互の交流を図り、情報を共有する

昨年行った各児童クラブの施設状況調査に代表されるような、クラブ間の環境の違いなどを検証し、クラブ固有の問題をどう考え、連絡会としてどの様に行政に訴えていくか、研究と検討を行います。

また、交流を通じて「参加して良かった」「役に立った」「楽しかった」と思えるような活動を企画し、実行していきます。

2) 2013年度 会議日程

日程	全体会議等	事務局会議等	主な内容
2013年5月19日	総会		活動計画、予算、役員人事
2013年5月		第1回 事務局会議	第1回代表者会議準備
2013年6月16日(日)	第1回 代表者会議		放課後児童クラブ実情把握、情報交換 運営連絡会議対応検討
2013年9月		第2回 事務局会議	第2回代表者会議準備
2013年10月20日 (日)	第2回 代表者会議		対市要望書検討
2013年10月			対市要望書提出
2013年11月		第3回 事務局会議	要望回答検証 運営連絡会議対応検討
2014年1月		第4回 事務局会議	第3回代表者会議準備
2014年2月15日(土)	第3回 代表者会議		新年度に向けて
2014年3月		第5回 事務局会議	総会準備
2014年4月		第6回 事務局会議	総会準備
2014年5月18日(日)	総会		活動報告、会計報告

※会議日程は、各クラブでの年間計画を立て易くするために、現時点で予想される日程を記入していますが、実際の状況・都合によって変更になる場合があります。

※事務局会議は、必要に応じて適宜開催します。表に記された日程はあくまでも目安です。

2013年度予算(案)

(会計年度2013.4.1~2014.3.31)

[収入の部]

項 目	前年実績	予算額	比較増減	備 考
会 費	122,400	130,000	7,600	年額200円×650世帯
諸 収 入	16	0	-16	
繰 越 金	110,494	78,843	31,651	2012年度繰越金
合 計	232,910	208,843	-24,067	

[支出の部]

項 目	前年実績	予算額	比較増減	備 考	
会 議 費	総会費	10,000	10,000	0	講師謝礼
	会場費	6,440	15,000	8,560	会場使用料
	保育費	9,000	10,000	1,000	保育謝礼
	その他	5,551	10,000	4,449	茶菓、他
宣 伝 費	ホームページ利用料	5,670	5,670	0	
活 動 費	交通費・参加費	42,304	30,000	-12,304	保育誌、会費、研修会等
事 務 費	事務・通信・印刷費	74,982	40,000	-34,982	
予 備 費	その他	120	88,173	88,053	
合 計	154,067	208,843	54,776		

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 規約

第1章 総則

第1条 名称

この会は、春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会という。(以下「本会」という。)

第2条 目的

本会は、放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくことを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子どもたちの豊かな放課後生活を実現するため、安定的かつ継続的な保育環境を実現する。
2. 保育内容の充実及び向上を図るため、会員相互の交流を図る。
3. 他地域の学童保育情報を会員で共有する。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条 構成

本会は、以下で構成される。

1. 会員 目的に賛同する春日部市内の放課後児童クラブ父母会。
2. 個人会員 目的に賛同する個人で、子どもが春日部市の放課後児童クラブに入室している者。
3. 賛助会員 上記以外で、目的に賛同する個人。

第2章 機関

第5条 機関

本会に、次の機関を置く。

1. 総会
2. 代表者会議
3. 事務局

第6条 総会

総会は、本会の最高決議機関であり、会員、個人会員および賛助会員で構成し、原則として年1回開催する。ただし、代表者会議が必要と認めるときは、すみやかに臨時総会を開催しなければならない。尚、賛助会員は総会への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第7条 代表者会議

代表者会議は、会員、個人会員および賛助会員で構成する。代表者会議は、総会に次ぐ決議機関であるとともに、本会の執行機関であり、必要に応じて年間数回開催する。尚、賛助会員は代表者会議への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第8条 定足数と決議

総会および代表者会議は、会員の過半数の出席で成立し、決議は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第9条 事務局

事務局は、会員メンバーおよび賛助会員により構成し、本会の目的を達成するために、企画、立案、情報収集、連絡、会計等の事務処理を行う。

第3章 役員

第10条 役員

本会に、次の役員を置く。

1. 代表 1人
2. 副代表 1人
3. 事務局長 1人

第11条 役員の任務

1. 代表は、本会を代表し、会の円滑な運営を進める。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局長は、事務局を統括し、会の活動を推進するための実務を行う。

第12条 役員の選出方法

本会の役員は、代表者会議で推薦し、総会の承認を受ける。

第13条 役員の任期

役員の任期は、総会から翌年の総会までの1年とし、再任を妨げない。

第14条 役員の補充

役員に欠員が生じたときには代表者会議の承認を得て補充できる。但しその任期は前任者の在任期間とする。

第5章 会計

第15条 会費

本会の会費は、会員・個人会員・賛助会員共に1世帯あたり年額 200 円とする。
尚、会員の会費は、4月1日時点の在籍世帯数を以って算出する。

第16条 運営経費

本会の運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

第17条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第18条 会計監査

会計監査は、事務局員以外から選出し総会の承認を受ける。会計監査は、本会の経理状況を監査し、代表者会議・総会に報告する。

第6章 付則

第19条 規約の改正

この規約は、総会の決議により改正することができる。

第20条 細則

この規約の実施に必要な細則は、別に定める。

第21条 発効

この規約は、2008年2月24日から発効する。

添付資料 1) 2012年度 1年間の経緯概略

- 5月15日 **総会**
＜特別講演＞「春日部の学童保育と県連協の役割」
埼玉県学童保育連絡協議会 事務局次長 森川鉄雄氏
＜総会議事＞
活動報告、会計報告、活動計画、予算。
- 5月30日 設備に関するアンケート協力をお願いを配布。
- 6月17日 **第1回代表者会議**
＜事務局より＞
・設備状況に関するアンケート集計結果報告 →添付資料 2)
埼玉県の運営基準に既述されているのに設置されていない設備が多く存在。
(洗濯機、テレビ、物置など。冷蔵庫も不十分)
・全国研 in 埼玉への参加方法説明。
参加父母には参加費を全額補助。
過去の全国研参加者からの報告。
＜その他議論＞
・指導員の欠員（病気、退職など）問題がいくつかのクラブで発生。
・父母会役員の決め方、人数などを紹介。決定方法について互いに助言。
・古くからの指導員と社協になってからの指導員との考え方にギャップがある。
- 6月30日 **放課後児童クラブ運営連絡会議（社協主宰）**
※保育課長および社協事務局長が参加。
＜主な話題＞
・（社協より）おやつ代の報告とアンケート実施への協力要請。
・指導員欠員への早期補充要望。
・故障や不備施設への対応要望。
・テレビ受信やインターネット環境整備の要望。
・保育時間延長の要望（平日19時まで）。
・指導員教育の充実について。
- 9月30日 第2回代表者会議お知らせと共に、対市要望に関する意見を募集。
昨年度の要望項目と補足説明を配布し、それを参考に意見を募集。
第2回代表者会議で結果を公表し、活用。
- 10月17日 **第2回代表者会議**
＜主な意見と議論＞
・アンケート結果を参考に、対市要望書の内容を検討。
- 11月10日 「放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書」提出
（保育課へ、メールにて） →添付資料 3)
- 11月22日 **要望書への回答**（保育課より、メールにて） →添付資料 4)
・概ね、「予算の範囲内で必要に応じて対応」との回答。
・社協担当業務（保育内容や指導員の待遇、教育など）について、今年度初め
「指定先に確認した上で」回答に記述されるようになった。
- 11月24日 **第2回 放課後児童クラブ運営連絡会議（社協主宰）**
※保育課長は欠席、社協事務局長は1時間で途中退席。

※連絡会事務局より、要望に対する市からの回答を出席者に配布。

<主な話題>

- ・(保育課より) 来年度入室申請開始の連絡、立野分割、備後プレハブ新設の説明。
- ・(社協より) アンケート実施の連絡と協力要請、お迎え時間を守るようお願い。
- ・定員増に対する要望。
- ・テレビ(地デジ)受信に対する要望。
- ・保育時間延長の要望。
- ・保育料の用途に関する情報開示の要望。
- ・施設整備状況がクラブ毎に異なっている状況。
- ・一時下校の際は預かって欲しいという要望。
- ・指導員の頑張りに対する感謝。

2月16日

第3回代表者会議

<事務局より>

- ・平成26年度から指定先更新。
H25年度は新たな指定先選定作業の年。
安易な公募や保育内容の減退が起らないよう、働きかける必要あり。
- ・子ども・子育て新システムがH26年度より施行。
学童保育全学年への拡大、保育サービスの応益負担への転換。
- ・来年度の活動について、総会+代表者会議年3回実施。

<その他議論>

- ・(立野) 分割したのに定員が70名から5名しか増えず。面積1.65m²/人のため。
- ・(八木崎) 依然、高学年は入室却下。定員90名(1.65m²に満たない)。
- ・(宮川) 空き教室に定員50名はきつい。下駄箱が足りない。
市に相談したら「本を捨てて本棚のスペースをロッカーに」と言われた。
- ・父母会役員決めで苦勞が多い。引き受け手がいない。
- ・父母会行事が大変になっている(手伝ってくれる父母がいない)。

5月19日

総会

添付資料 2)

設備に関するアンケート集計結果

春日部市長
石川 良三様

放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書

2012年11月
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
代表 齊藤 亜紀（豊野放課後児童クラブ）

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、2008年2月に発足しました。私たちは、子どもたちが毎日の放課後を過ごす環境を、少しでも改善したいと切に願っております。放課後児童クラブの運営に関しては、埼玉県が2003年に「放課後児童クラブ運営基準」を設けたのに続き、2007年には国が、「放課後児童クラブガイドライン」を作成しました。しかし現実には、まだまだ基準を満たさない点が数多く存在し、たくさんの課題が残されています。

また、特に今年度は八木崎放課後児童クラブと立野放課後児童クラブにおいて、定員オーバーを理由に高学年の児童が入室を却下されてしまいました。高学年も含めた、希望する全ての子どもの入室を受け入れていただく様、施設と人員の確保を切にお願いする次第です。

「日本一子育てしやすい町」を掲げる春日部市において、子ども達の放課後の生活環境を少しでも改善して行ける様、これら要望の実現のため、予算措置を含めた格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 加盟クラブ父母会

粕壁放課後児童クラブ 父母会
武里放課後児童クラブ 父母会
幸松放課後児童クラブ 父母会
豊野放課後児童クラブ 父母会
八木崎放課後児童クラブ 父母会
緑放課後児童クラブ 父母会

上沖放課後児童クラブ 父母会
立野放課後児童クラブ 父母会
宮川放課後児童クラブ 父母会
小淵放課後児童クラブ 父母会
武里南放課後児童クラブ 父母会
武里西放課後児童クラブ 父母会

<要望>

1. 運営に関する要望

1) 高学年も含めた希望者全員の入室

本年度から、八木崎放課後児童クラブと立野放課後児童クラブの高学年が、定員オーバーを理由に入室不可の状態となっています。昨今の不穏な社会環境に対する不安もありますし、また個々の児童の実情に応じた必要な保育を提供する事が切に求められています。県の運営基準にも、「高学年も積極的に受け入れる」事を謳っています。高学年も含めた、希望する家庭の児童全てを受入れていただける様、施設と人員の増強を早急に実施してください。

2) 指導員の安定的な確保

指導員の急病や事故、都合退職などにより、いくつかの児童クラブにおいて指導員の欠員が生じ、異動や応援などの措置で応急的な対応が行われています。毎年の様にこうした欠員が生じており、都度後追いで募集による指導員の確保が繰り返されています。そうした急な欠員に対応して正規指導員が常時速やかに配置される様、余裕を持った配属体制を確立してください。

3) 保育時間延長の検討

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差があるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

4) 保育料減額の検討

放課後児童クラブの保育料は地域によりまちまちですが、公設公営学童保育では比較的低額に、民営学童保育では高額になっているのが現状です。春日部市においては、公設民営とはいえ、実際には父母会運営となっている NPO 法人委託とは異なり、実質的には公設公営と同様な形態と考えられます。しかしながら、春日部の保育料は久喜市、越谷市、和光市などのいずれの公設公営学童保育よりも高額です。

また、民営学童保育では、保育料が高額になる傾向がありますが、その場合でも高学年の保育料軽減や、2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られているケースが多くあります。

春日部市においても、基本保育料の減額、高学年の保育料軽減、2人目以降の保育料軽減を総合的に検討し、利用者の負担軽減を図ってください。

5) 委託業務関連要望に対する社協よりの正式な回答

例年、保育の中身や指導員の待遇などに対する要望については、保育課より「事業者に伝えます」という回答のみ頂戴しております。しかし肝心の事業者からの回答は頂いておりません。管理部門として、事業者きちんと文書で回答させるか、事業者からの回答を確認した上で回答文書に記載するか、いずれの形でも結構ですので責任あるご対応をお願いします。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員研修の充実

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。計画的に研修を実施していただくと共に、外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

また、指導員の業務を理解し、労務管理を適切に行なうために、指定先（社会福祉協議会）の管理職員についても外部研修に参加させてください。

2) 指導員の待遇改善

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、ある意味で教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

そのためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

<参考データ1>資格別平均年収

(厚生労働省 平成20年 賃金構造基本統計調査)

(総務省 平成19年 地方公務員給与実態調査)

職業	年収	平均年齢
----	----	------

小中学校教員	742.4 万円	43.8 歳
看護師	473.9 万円	35.9 歳
准看護師	402.9 万円	44.5 歳
保育士	322.5 万円	33.5 歳

<参考データ2>春日部市の放課後児童クラブ指導員給与および年収（平成18年度）

勤続年数	給与月額	年収（超勤手当を除く）
1年目（0年）	131,500 円	2,169,750 円
2年目（1年）	133,500 円	2,202,750 円
.....
11年目以降	151,500 円	2,499,750 円

3) 指導員の父母会への協力

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力を推進すると共に、父母会の無い児童クラブについては、父母会活動をスタートする手助けを行う様、指導員への指示とサポートを行ってください。

4. 施設改善、その他について

1) 県の運営基準に沿った設備の確保

埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）については、市の責任において必要量を確保してください。

2) 学校からの連絡体制の改善

学校から児童クラブへの連絡は教頭もしくは教務主任を窓口に行っているケースが多いと考えられます。しかし、現実には学級閉鎖や行事の実施・中止、集団下校などの連絡が、児童クラブに届かないケースが多く見られます。本項目については長年にわたり要望し続けており、「連携に努めます」との回答を何度もいただいているにも拘らず、既述の通り改善されておりません。下記に示すような具体的な改善策を全小学校で実施していただく様、教育委員会への要請をお願いいたします。

対策1. 放課後児童クラブ向けのお便りボックスを設置し、郵便物の他、保護者向けお知らせや学年向け通知などを児童クラブにも配布してください。

対策2. 学校毎に「児童クラブ担当教諭」を決め、緊急時や日常的な相談などの窓口としての対応をしてください。

※多くの場合、教頭または教務主任が対外的な担当者になっていますが、実際には児童クラブにまで細やかな対応を期待することはできません。

3) 運営連絡会議の内容改善

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回（6月と11月）に実施されていますが、現在の会議方法や内容は、放課後児童クラブを運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すための会議になっておりません。下記の改善を行う事により、真に意義のある会議とする事をお願いします。

- ①放課後児童クラブの運営経費（昨年度の実績と今年度の予算）を保護者に説明してください。
- ②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と各クラブへの配置状況を保護者に説明してください。
- ③人数制限を設けることなく、希望する全ての保護者が参加できるようにしてください。
- ④指導員も自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる事ができる会議にしてください。
- ⑤指導員の就業規則と保育指針を父母に公開してください。
- ⑥父母会連絡会の事務局メンバーが参加できるようにしてください。

4) 施設改善要望

(共通要望)

①地デジテレビ受信環境の整備

②ネット環境の整備

③災害用常備品（携帯トイレ、ライト、電池、防寒具など）の整備
(個別要望)

④屋根の拡張（八木崎クラブ）

⑤学校～学童間の街灯の整備（武里）

以上

2012年度 放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書の回答

1. 運営に関する要望

1) 高学年も含めた希望者全員の入室

本年度から、八木崎放課後児童クラブと立野放課後児童クラブの高学年が、定員オーバーを理由に入室不可の状態となっています。昨今の不穏な社会環境に対する不安もありますし、また個々の児童の実情に応じた必要な保育を提供する事が切に求められています。県の運営基準にも、「高学年も積極的に受け入れる」事を謳っています。高学年も含めた、希望する家庭の児童全てを受入れていただける様、施設と人員の増強を早急に実施してください。

【回答】

放課後児童クラブに入室できる児童は、「春日部市立小学校の1学年から3学年までに在学する児童であって、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童とする。」と条例で定めています。そのため、原則として3年生までの低学年児童の入室を決定したうえで、定員に余裕がある場合に限り、条件付きで高学年の入室を認めております。また、施設の増設につきましては、低学年児童の入室希望児童数が定員の1割を超える状態が続いた場合に検討することとなっておりますが、既存の施設で分割が可能なクラブにつきましては状況に応じて分割を検討し、定員の増員を図っていきたいと考えております。

2) 指導員の安定的な確保

指導員の急病や事故、都合退職などにより、いくつかの児童クラブにおいて指導員の欠員が生じ、異動や応援などの措置で応急的な対応が行われています。毎年の様にこうした欠員が生じており、都度後追いで募集による指導員の確保が繰り返されています。そうした急な欠員に対応して正規指導員が常時速やかに配置される様、余裕を持った配属体制を確立してください。

【回答】

指導員が欠員となった場合には、クラブ運営に支障を来さないように速やかに対処するよう指定管理者を指導しております。

3) 保育時間延長の検討

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差があるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

【回答】

午前8時30分から午後6時までとしていた開室時間を、平成18年9月より「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」に基づきまして、午前8時から午後6時30分までと1時間延長しておりますので、更なる開室時間の延長は考えておりません。

4) 保育料減額の検討

放課後児童クラブの保育料は地域によりまちまちですが、公設公営学童保育では比較的 low 額に、民営学童保育では高額になっているのが現状です。春日部市においては、公設民営とはいえ、実際には父母

会運営となっている NPO 法人委託とは異なり、実質的には公設公営と同様な形態と考えられます。しかしながら、春日部の保育料は久喜市、越谷市、和光市などのいずれの公設公営学童保育よりも高額です。

また、民営学童保育では、保育料が高額になる傾向がありますが、その場合でも高学年の保育料軽減や、2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られているケースが多くあります。

春日部市においても、基本保育料の減額、高学年の保育料軽減、2人目以降の保育料軽減を総合的に検討し、利用者の負担軽減を図ってください。

【回答】

現在の保育料は、平成10年度の公設化以降同額で定着しており、減免制度につきましても特別な事情により保育料の全部又は一部を負担することができない状況の世帯を対象としておりますので、保育料の軽減につきましても考えておりません。

5) 委託業務関連要望に対する社協よりの正式な回答

例年、保育の中身や指導員の待遇などに対する要望については、保育課より「事業者に伝えます」という回答のみ頂戴しております。しかし肝心の事業者からの回答は頂いておりません。管理部門として、事業者きちんと文書で回答させるか、事業者からの回答を確認した上で回答文書に記載するか、いずれの形でも結構ですので責任あるご対応をお願いします。

【回答】

指定管理者に確認のうえ回答に記載しております。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員研修の充実

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。計画的に研修を実施していただくと共に、外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

また、指導員の業務を理解し、労務管理を適切に行なうために、指定先（社会福祉協議会）の管理職員についても外部研修に参加させてください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、外部研修・内部研修等を計画的に実施しております。また、指定管理者の事務局職員も必要な外部研修には参加する予定となっております。

2) 指導員の待遇改善

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、ある意味で教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

そのためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施し

てください。

<参考データ1>資格別平均年収

(厚生労働省 平成20年 賃金構造基本統計調査)

(総務省 平成19年 地方公務員給与実態調査)

職業	年収	平均年齢
小中学校教員	742.4万円	43.8歳
看護師	473.9万円	35.9歳
准看護師	402.9万円	44.5歳
保育士	322.5万円	33.5歳

<参考データ2>春日部市の放課後児童クラブ指導員給与および年収(平成18年度)

勤続年数	給与月額	年収(超勤手当を除く)
1年目(0年)	131,500円	2,169,750円
2年目(1年)	133,500円	2,202,750円
.....
11年目以降	151,500円	2,499,750円

【回答】

社会福祉協議会において労使協定に基づき対応しております。

3) 指導員の父母会への協力

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力を推進すると共に、父母会の無い児童クラブについては、父母会活動をスタートする手助けを行う様、指導員への指示とサポートを行ってください。

【回答】

これまでも指導員が参加できる父母会の定例会や父母会行事に参加し、協力しております。父母会は保護者の自主的な組織であり、指導員に指示することは考えておりません。

4. 施設改善、その他について

1) 県の運営基準に沿った設備の確保

埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備(冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等)については、市の責任において必要量を確保してください。

【回答】

施設の運営上、市が真に必要と認める設備等につきましては、予算の範囲内で対応してまいります。

2) 学校からの連絡体制の改善

学校から児童クラブへの連絡は教頭もしくは教務主任を窓口に行っているケースが多いと考えられます。しかし、現実には学級閉鎖や行事の実施・中止、集団下校などの連絡が、児童クラブに届かないケースが多く見られます。本項目については長年にわたり要望し続けており、「連携に努めます」との回答を何度もいただいているにも拘らず、既述の通り改善されておりません。下記に示すような具体的な改善策

を全小学校で実施していただく様、教育委員会への要請をお願いいたします。

対策1. 放課後児童クラブ向けのお便りボックスを設置し、郵便物の他、保護者向けお知らせや学年向け通知などを児童クラブにも配布してください。

対策2. 学校毎に「児童クラブ担当教諭」を決め、緊急時や日常的な相談などの窓口としての対応をしてください。

※多くの場合、教頭または教務主任が対外的な担当者になっていますが、実際には児童クラブにまで細やかな対応を期待することはできません。

【回答】

各学校により連絡方法が異なっておりますが、学校と指導員との相互連携により連絡が確実に伝達されるように努めております。

3) 運営連絡会議の内容改善

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回（6月と11月）に実施されておりますが、現在の会議方法や内容は、放課後児童クラブを運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すための会議になっておりません。下記の改善を行う事により、真に意義のある会議とする事をお願いします。

①放課後児童クラブの運営経費（昨年度の実績と今年度の予算）を保護者に説明してください。

【回答】

放課後児童クラブの運営経費実績や保育方針・内容等については、入室者に配布しています「放課後児童クラブ案内」に明記されております。

②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と各クラブへの配置状況を保護者に説明してください。

【回答】

常勤指導員の配置数については、入室児童数により基準を定めており、施設の運営に支障を来すことのないように児童数に応じて臨時指導員を配置しているとともに、支援児が入室している場合は、状況に応じて加配することができることとなっています。また、各クラブでは指導員により父母会の定例会で指導員等の配置状況を報告しております。

③人数制限を設けることなく、希望する全ての保護者が参加できる様にしてください。

【回答】

会場に収容できる人数が限られてしまうため、参加者数を制限しております。

④指導員も自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる事ができる会議にしてください。

【回答】

運営連絡会には指導員の代表者2人が参加しております。

⑤指導員の就業規則と保育指針を父母に公開してください。

【回答】

保育指針につきましては、入室者に配布しています「放課後児童クラブ案内」に明記されております。また、就業規程につきましては社会福祉協議会の規程の中で提示しております。

⑥父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

放課後児童クラブ運営連絡会は、放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブの設置者である市及びクラブを管理運営している社会福祉協議会が、児童の放課後児童クラブでの生活について、

それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としておりますので、父母会連絡会の事務局メンバーの参加は、ご遠慮いただいております。

4) 施設改善要望

(共通要望)

- ①地デジテレビ受信環境の整備
- ②ネット環境の整備
- ③災害用常備品（携帯トイレ、ライト、電池、防寒具など）の整備
(個別要望)
- ④屋根の拡張（八木崎クラブ）
- ⑤学校～学童間の街灯の整備（武里）

【回答】

地デジテレビ受信環境及びインターネット環境の整備につきましては、考えておりません。
また、施設設備の整備につきましては、施設の構造や必要性を勘案し、必要かつ可能な場合には予算の範囲内で対応いたします。

2012年度 放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書の回答

1. 運営に関する要望

1) 高学年も含めた希望者全員の入室

本年度から、八木崎放課後児童クラブと立野放課後児童クラブの高学年が、定員オーバーを理由に入室不可の状態となっています。昨今の不穏な社会環境に対する不安もありますし、また個々の児童の実情に応じた必要な保育を提供する事が切に求められています。県の運営基準にも、「高学年も積極的に受け入れる」事を謳っています。高学年も含めた、希望する家庭の児童全てを受入れていただける様、施設と人員の増強を早急に実施してください。

【回答】

放課後児童クラブに入室できる児童は、「春日部市立小学校の1学年から3学年までに在学する児童であって、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童とする。」と条例で定めています。そのため、原則として3年生までの低学年児童の入室を決定したうえで、定員に余裕がある場合に限り、条件付きで高学年の入室を認めております。
また、施設の増設につきましては、低学年児童の入室希望児童数が定員の1割を超える状態が続いた場合に検討することとなっておりますが、既存の施設で分割が可能なクラブにつきましては状況に応じて分割を検討し、定員の増員を図っていきたいと考えております。

2) 指導員の安定的な確保

指導員の急病や事故、都合退職などにより、いくつかの児童クラブにおいて指導員の欠員が生じ、異動や応援などの措置で応急的な対応が行われています。毎年の様にこうした欠員が生じており、都度後追いで募集による指導員の確保が繰り返されています。そうした急な欠員に対応して正規指導員が常時速やかに配置される様、余裕を持った配属体制を確立してください。

【回答】

指導員が欠員となった場合には、クラブ運営に支障を来さないように速やかに対処するよう指定管理者を指導しております。

3) 保育時間延長の検討

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差があるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

【回答】

午前8時30分から午後6時までとしていた開室時間を、平成18年9月より「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」に基づきまして、午前8時から午後6時30分までと1時間延長しておりますので、更なる開室時間の延長は考えておりません。

4) 保育料減額の検討

放課後児童クラブの保育料は地域によりまちまちですが、公設公営学童保育では比較的 low に、民営学童保育では高額になっているのが現状です。春日部市においては、公設民営とはいえ、実際には父母会運営となっている NPO 法人委託とは異なり、実質的には公設公営と同様な形態と考えられます。しかしながら、春日部の保育料は久喜市、越谷市、和光市などのいずれの公設公営学童保育よりも高額です。

また、民営学童保育では、保育料が高額になる傾向がありますが、その場合でも高学年の保育料軽減や、2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られているケースが多くあります。

春日部市においても、基本保育料の減額、高学年の保育料軽減、2人目以降の保育料軽減を総合的に検討し、利用者の負担軽減を図ってください。

【回答】

現在の保育料は、平成10年度の公設化以降同額で定着しており、減免制度につきましても特別な事情により保育料の全部又は一部を負担することができない状況の世帯を対象としておりますので、保育料の軽減につきましては考えておりません。

5) 委託業務関連要望に対する社協よりの正式な回答

例年、保育の中身や指導員の待遇などに対する要望については、保育課より「事業者に伝えます」という回答のみ頂戴しております。しかし肝心の事業者からの回答は頂いておりません。管理部門として、事業者きちんと文書で回答させるか、事業者からの回答を確認した上で回答文書に記載するか、いずれの形でも結構ですので責任あるご対応をお願いします。

【回答】

指定管理者に確認のうえ回答に記載しております。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員研修の充実

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。計画的に研修を実施していただくと共に、

外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

また、指導員の業務を理解し、労務管理を適切に行なうために、指定先（社会福祉協議会）の管理職員についても外部研修に参加させてください。

【回答】

指定管理者である社会福祉協議会において、外部研修・内部研修等を計画的に実施しております。また、指定管理者の事務局職員も必要な外部研修には参加する予定となっております。

2) 指導員の待遇改善

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、ある意味で教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

そのためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

<参考データ1>資格別平均年収

(厚生労働省 平成20年 賃金構造基本統計調査)

(総務省 平成19年 地方公務員給与実態調査)

職業	年収	平均年齢
小中学校教員	742.4万円	43.8歳
看護師	473.9万円	35.9歳
准看護師	402.9万円	44.5歳
保育士	322.5万円	33.5歳

<参考データ2>春日部市の放課後児童クラブ指導員給与および年収（平成18年度）

勤続年数	給与月額	年収（超勤手当を除く）
1年目（0年）	131,500円	2,169,750円
2年目（1年）	133,500円	2,202,750円
.....
11年目以降	151,500円	2,499,750円

【回答】

社会福祉協議会において労使協定に基づき対応しております。

3) 指導員の父母会への協力

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力を推進すると共に、父母会の無い児童クラブについては、父母会活動をスタートする手助けを行う様、指導員への指示とサポートを行ってください。

【回答】

これまでも指導員が参加できる父母会の定例会や父母会行事に参加し、協力しております。父母会は保護者の自主的な組織であり、指導員に指示することは考えておりません。

4. 施設改善、その他について

1) 県の運営基準に沿った設備の確保

埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）については、市の責任において必要量を確保してください。

【回答】

施設の運営上、市が真に必要と認める設備等につきましては、予算の範囲内で対応してまいります。

2) 学校からの連絡体制の改善

学校から児童クラブへの連絡は教頭もしくは教務主任を窓口に行っているケースが多いと考えられます。しかし、現実には学級閉鎖や行事の実施・中止、集団下校などの連絡が、児童クラブに届かないケースが多く見られます。本項目については長年にわたり要望し続けており、「連携に努めます」との回答を何度もいただいているにも拘らず、既述の通り改善されておられません。下記に示すような具体的な改善策を全小学校で実施していただく様、教育委員会への要請をお願いいたします。

対策1. 放課後児童クラブ向けのお便りボックスを設置し、郵便物の他、保護者向けお知らせや学年向け通知などを児童クラブにも配布してください。

対策2. 学校毎に「児童クラブ担当教諭」を決め、緊急時や日常的な相談などの窓口としての対応をしてください。

※多くの場合、教頭または教務主任が対外的な担当者になっていますが、実際には児童クラブにまで細やかな対応を期待することはできません。

【回答】

各学校により連絡方法が異なっておりますが、学校と指導員との相互連携により連絡が確実に伝達されるように努めております。

3) 運営連絡会議の内容改善

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回（6月と11月）に実施されておりますが、現在の会議方法や内容は、放課後児童クラブを運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すための会議になっておりません。下記の改善を行う事により、真に意義のある会議とする事をお願いします。

①放課後児童クラブの運営経費（昨年度の実績と今年度の予算）を保護者に説明してください。

【回答】

放課後児童クラブの運営経費実績や保育方針・内容等については、入室者に配布しています「放課後児童クラブ案内」に明記されております。

②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と各クラブへの配置状況を保護者に説明してください。

【回答】

常勤指導員の配置数については、入室児童数により基準を定めており、施設の運営に支障を来すことのないように児童数に応じて臨時指導員を配置しているとともに、支援児が入室している場合は、状況に応じて加配することができることとなっております。また、各クラブでは指導員により父母会の定例会で指導員等の配置状況を報告しております。

③人数制限を設けることなく、希望する全ての保護者が参加できる様にしてください。

【回答】

会場に収容できる人数が限られてしまうため、参加者数を制限しております。

④指導員も自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる事ができる会議にしてください。

【回答】

運営連絡会には指導員の代表者2人が参加しております。

⑤指導員の就業規則と保育指針を父母に公開してください。

【回答】

保育指針につきましては、入室者に配布しています「放課後児童クラブ案内」に明記されております。また、就業規程につきましては社会福祉協議会の規程の中で提示しております。

⑥父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

放課後児童クラブ運営連絡会は、放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブの設置者である市及びクラブを管理運営している社会福祉協議会が、児童の放課後児童クラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としておりますので、父母会連絡会の事務局メンバーの参加は、ご遠慮いただいております。

4) 施設改善要望

(共通要望)

①地デジテレビ受信環境の整備

②ネット環境の整備

③災害用常備品(携帯トイレ、ライト、電池、防寒具など)の整備

(個別要望)

④屋根の拡張(八木崎クラブ)

⑤学校～学童間の街灯の整備(武里)

【回答】

地デジテレビ受信環境及びインターネット環境の整備につきましては、考えておりません。また、施設設備の整備につきましては、施設の構造や必要性を勘案し、必要かつ可能な場合には予算の範囲内で対応いたします。